

令和2年4月

お客さま各位

旧姓による預金口座開設の取扱開始について

大和信用金庫では女性活躍の社会づくりの一環として、令和2年4月13日（月）より、希望する方に旧姓でも預金口座開設等が行えるようになりました。

現在、内閣府では関係各省庁との連携の下、女性活躍の視点に立った制度等の整備として、結婚等により戸籍上の氏（姓）を変更した場合でも、職場等で旧姓を通称として使い続けられるように「通称としての旧姓使用の拡大」に向けた取り組みを進めています。

当金庫では、これに呼応し、引き続き女性が活躍できる環境の整備に取り組んでまいります。

記

1. ご用意いただく書類など

(1) 現姓と旧姓が併記された本人確認書類（顔写真付の書類に限ります）

- ・運転免許証
- ・個人番号カード
- ・旅券（パスポート）

(2) お取引に使用のご印章（旧姓のもの）

2. その他

(1) 旧姓使用の対象となるのは、個人のお客さまによる預金取引（マル優を除きます）のみに限らせて頂きます。このため、預金取引以外のお取引（投資信託等の預かり資産、保険契約、貸金庫、夜間金庫等）のお取扱いはできません。

(2) 男性のお客さまも、旧姓使用のお取扱いがご利用いただけます。

以上